

租税特別措置について

1. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）

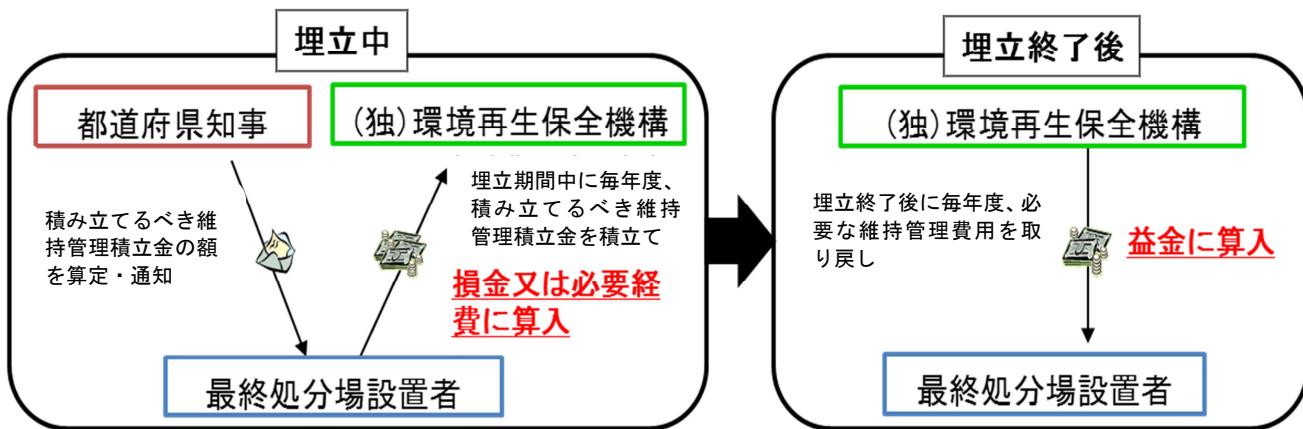
- 平成 28 年度税制改正の大綱 [平成 27 年 12 月 24 日閣議決定]

一 個人所得課税

(3) 特定災害防止準備金制度について、先行積立てに係る積立額が必要経費に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長する。

三 法人課税

(12) 特定災害防止準備金制度について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長する（所得税についても同様とする。）。



- 最終処分場は、埋立終了後は収入がなくなる一方で、埋立終了後、廃止までの間に、覆土・水処理等の必要な維持管理を行わなければなりません。
- 当該維持管理のために必要な資金を確保し、埋立終了後も適正な維持管理を行わせるため、最終処分場の設置者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立中にあらかじめ積み立てることを義務付けています（廃棄物処理法第 8 条の 5、第 15 条の 2 の 4）。
- 当該積立てが最終処分場の設置者にとって過剰な負担とならないよう、特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立て金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、先行積立てに係る積立額が損金の額に算入できないことを明確化した上、その適用期限を 2 年延長することとされました。
- 本特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月 31 日までとなっています。